別記様式を次のように改める。

別記様式

製菓衛生師免許証

本籍地　都道府県名（国籍）
氏　名　　年　月　日生

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）により製菓衛生師の免許を与える。

よつて、この証を交付する。

年　月　日

都道府県知事　　（印）

製菓衛生師名簿登録番号

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に行われている製菓衛生師の免許の申請については、なお従前の例による。ただし、当該申請に係る製菓衛生師の免許証については、この省令による改正後の別記様式によることができる。

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月十六日

経済産業大臣　武藤　容治

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部は改正部分）

改正後	改正前
第一条　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当する物質及びこれらの物質を含む混合物（混合物にあっては、第一号から第六十号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九〇パーセント以上のもの及び第六十一号から第百二号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九五パーセント以上のものに限る。）とする。	**第一条**　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当する物質及びこれらの物質を含む混合物（混合物にあっては、第一号から第六十号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九〇パーセントを超えるもの及び第六十一号から第百一号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九五パーセントを超えるものに限る。）とする。
一～百一　（略）	一～百一　（略）
百二　炭酸リチウム	（新設）
百三～百九　（略）	百二～百八　（略）
百十　カプサイシン	（新設）
百十一　ジヒドロカプサイシン	（新設）
百十二　ホモカプサイシン	（新設）
百十三　ホモジヒドロカプサイシン	（新設）
百十四　ノルジヒドロカプサイシン	（新設）
百十五　シス―四―アセチルアミノジシクロヘキシルメタン	（新設）
第二条　輸出令別表第二の三第一号の二ロに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第二条**　輸出令別表第二の三第一号の二ロに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　（略）	一　（略）
一の二　連続式の反応器及びその部分品並びにマイクロ波反応器（前号に掲げるものを除く。）	（新設）
二～十二　（略）	二～十二　（略）